

災害等緊急事態における必要物資の供給協力に関する協定書

寒河江市（以下「甲」という。）と株式会社ヤマザワ（以下「乙」という。）とは、寒河江市において災害等緊急事態が発生した場合の必要物資の供給協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、災害等緊急事態における必要物資の確保を図るため、必要があると認めるときは、乙の保有する物資の供給を要請することができるものとする。

（物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げる物資のうち、乙が保有する物資とする。

- (1) 飲料水
- (2) 食料品
- (3) 日用品
- (4) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第3条 前条に掲げる物資の供給要請は、原則として文書によるものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を発行するものとする。

（物資の価格）

第4条 物資の供給価格は、災害等緊急事態が発生する直前における適正な価格とする。

（物資の引渡し）

第5条 物資の引渡しは、原則として乙が指定する場所で行うものとし、甲は当該場所へ職員を派遣し、供給物資を確認のうえ、引き取るものとする。

（代金の支払）

第6条 甲は、引き取った物資の代金を、乙から請求書を受領した後、遅滞なく支払うものとする。

(保有状況の確認)

第7条 乙は、協定締結時及び毎年4月1日現在における該当物資の保有状況等について様式1により甲に連絡するものとする。

(疑義の決定)

第8条 この協定に定めのない事項およびこの協定に関し疑義が生じたときは、そのつど甲乙協議して定めるものとする。

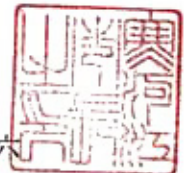
(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、甲、乙双方から協定を終了する旨の申し出がない限り継続するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成19年6月14日

甲 寒河江市長 佐藤 誠 六



乙 山形市あこや町三丁目8番9号
株式会社ヤマザワ
代表取締役社長 山澤 進



平成 年 月 日

寒河江市長殿

所在地

名 称

代表者

印

災害等緊急事態における必要物資の保有状況等の連絡について

平成 年 月 日付で締結した災害等緊急事態における必要物資の供給協力に関する協定に基づき、次のとおり連絡します。

記

1 物資の保有状況等

物資名	保有数量等	摘 要

※物資の保有状況は他の書式での連絡でも可能です。

2 緊急時の連絡先の確認

担当部署： _____

担当者名： _____

連絡先電話： _____

FAX 番号： _____